

# 会 議 録 目 次

平成15年第5回海田町議会臨時会（第1日）

平成15年7月4日（金）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	3
日程第2	会期の決定について……………	3
追加日程第1	海田町議会議長の不信任動議……………	3
日程第3	第29号議案 合併協議会の設置について……………	7
日程第4	議員派遣の件……………	36
	（閉 会）……………	37



16番 佐 中 十九昭

17番 中 岡 長 一

18番 国 岡 光 明

19番 加 藤 公

20番 河 野 道 昭

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町	長	加 藤 天
助	役	松 岡 修 士
収 入	役	正 木 洋
企 画 部	長	中 野 潔
総 務 部	長	上 條 正 弘
福 祉 保 健 部	長	富 田 征
建 設 部	長	池 乃 本 和 弘
参事（福祉保健担当）		因 幡 忠 志
企 画 課	長	永 海 房 雄
広 域 行 政 推 進 課	長	木 原 晴 彦
教 育	長	李 木 義 夫
教 育 部	長	山 本 義 彦

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長		園 山 純
主 査		浜 吉 計 守
主 査		中 下 義 博

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

追加日程第1 海田町議会議長の不信任動議

日程第3 第29号議案 合併協議会の設置について

日程第4 議員派遣の件

~~~~~○~~~~~

### 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は19名でございます。定足数に達しておりますので、平成15年第5回海田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第4に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、13番、住吉君、14番、山岡君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

ただいま、佐中君から議長不信任の動議が提出されております。この動議は、所定の賛成者がおりますので、成立をいたしました。本動議を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議長不信任の動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。議長席を副議長と交替いたします。

~~~~~○~~~~~

○副議長（中岡）追加日程第1、議長不信任の動議を議題といたします。本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので、河野君の退席を求めます。

（この間、河野議員退席）

○副議長（中岡）提出者の説明を求めます。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。海田町議会議長不信任動議を提出をいたします。

海田町議会は、海田町議会議長河野道昭君を、次の理由により信任しない。

提案の理由、非民主的な議会運営と議会運営の不手際です。非民主的な議会運営についての具体的事実を述べます。1、昨年6月17日、午前中、全員協議会を開きながら、午後から町長と広島市に合併について申し入れに行くことを隠しておりました。2、6月28日、臨時議会を開いたが、7月1日に、広島市に合併について申し入れに行くことを、これも隠しておりました。我々は、これらはいずれも翌日の新聞で知ったわけでございます。

議会運営の不手際の問題について。3つ目には、6月12日の全員協議会、また6月17日の全員協議会、8月5日の全員協議会は、議長単独で判断し、全員協議会を開いております。全員協議会を開く場合は、海田町議会の運営に関する基準に基づき、議会運営委員会を開いて協議をし決めると規定しているにもかかわらず、勝手に開催をしております。4、6月17日に、広島市に合併について申し入れに行くことを突然中止をし、議長は臨時議会で決めるとマスコミに発表し、全議員は翌日そのことを新聞報道で知り、混乱をさせております。

5、6月28日、臨時議会を開催をいたしました。合併の任意協議会の設置と人選について、「過半数に達していない」と抗議したにもかかわらず、無視し続けて、続行しております。6、同臨時議会で、任意協議会の委員の選出に、議長が法や規則を無視して、勝手に指名推薦し、7名を提案し、強行したことであります。自治法や海田町議会の運営に関する基準には、議長が指名推薦する場合、議員の1人でも異議がある場合は指名推薦ができないことになっているにもかかわらず、無視し続けております。

7、加藤町長は、自分の任期中に広島市と合併をしたいと、2001年12月議会で表明し、その後、情報不足の中で、3,600のアンケートを実施いたしました。回収率42.6%、全町民の約5%の回答で、全体の意思として判断することはできません。また、町長は、町民の幸せのために合併するという声はこれまで一度も聞けず、専ら自分の任期中に広島市と合併をしたいと、自分の都合で合併を進めております。しかも、合併の期日を自分の任期直前に設定したことで、広島市長選挙や市議会選挙のため、昨年7月5日から12月26日まで、一気に合併問題調査研究特別委員会を17回開き、任意協議会を5回を開いてきました。このような性急なやり方に、町民を全く無視し、議員も理解できないほどのスピードで、議会の運営を進めてきました。8、このように、議長は非民主的なや

り方、また法や規則を無視して、強引に町長の方針に追随していると言わざるを得ません。

合併問題は、海田町民の将来にかかわる問題です。現時点で、ほぼ利害得失が明らかになりました。この時点で、町民に正しい情報を流し、合併の賛否の住民投票や全有権者のアンケートの実施が求められております。これから、合併問題は山場を迎え、議会としての本当の役割をしなければならないのに、これを放棄し、ひたすら町長の応援団では中立、公平性を欠くもので、議長として不適當であり、また議長として不適當であります。不信任動議にご理解いただき、賛成していただきますようお願いをして、提案理由といたします。

○副議長（中岡）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中岡）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

反対討論はございませんか。国岡君。

○18番（国岡）議長不信任に反対討論をいたします。今、この不信任動議の内容をもらいましたので、詳しいことはちょっと読んでいませんのですが、第1番に、非民主的議会運営ということで、議員全員に隠していたというようなことを書いてありますが、隠していたとは、私は思っていません。これは、法的にも違反しておりません。ひとつも違反しておりません。ただ、これは全議員に諮ったところで、「やっぱり行けよ」と言う声が私は大勢あったと思っております。

それから、任意協議会の委員の選出に、議長が法的に無視して勝手にやったということを行っている。これは何だったですか、全員協議会ではなしに、何か話し合いで議長一任ということになっておりますので、議長が一任を受けたので、議長が7名ですか、6名、推薦したものでございます。別にこれも違反しておりません。

それから、5番目の加藤町長に追随して協力しておるということでございますが、これは、議長は別に議会の運営に対しては違反はないと思いますので、以上で、議長不信任案は反対いたします。

○副議長（中岡）続いて、賛成討論を許します。岡田君。

○1番（岡田）1番、岡田です。海田町議会議長不信任動議の賛成の討論を行います。

私は、佐中議員の、海田町議会議長の河野道昭氏を議長として信任しないという動議

に賛成をいたします。地方自治法104条では、地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理をし、議会の事務を統理し、議会を代表するものとなります。河野議長は、合併問題については終始一貫議会を軽視し、合併推進の立場に立って、町長とともに行動をしておられます。動議で指摘のあったような非民主的な議会運営、議会への報告なしに、町長と合併の方向で広島市へ申し入れを行った。多くの議員はその事実を後の新聞で知り、少なからぬ議員は議長と町長に不信感を持っております。

議会運営の不手際では、昨年6月28日の臨時議会では、合併の任意協議会の設置について、十分に論議の場を保障しないまま決定をいたしました。議長として公平性を欠くもので、地方自治法の議長の権限を逸脱しております。合併問題は、町長個人の思惑で進めるのではなく、海田町の町民にとって、将来を左右する大変大きな問題です。住民の声を聞け、これは当然のことです。しかし、議長は、議会で話し合っただけという基本的な立場を無視し、町長とともに平成16年の合併を推進する立場に立っています。公平性を著しく欠いている議長では、民主的な議会運営はできません。よって、議長不信任動議に賛成をいたします。

○副議長（中岡）ほかに討論がございますか。討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、本件についてを採決いたします。この採決については、佐中君ほか1人から無記名投票にされたいとの要求書が出ておりますので、無記名投票で行います。議場を閉鎖します。

（この間、議場の出入り口の閉鎖）

○副議長（中岡）ただいまの出席議員数は17名です。投票用紙を配ります。念のため、申し上げます。本件に賛成の方は……。

（発言する者あり）

○副議長（中岡）私は投票権がありません。議長は出ておりますので。投票ができるのは17名です。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載をしてください。白票があった場合は、海田町議会会議規則第79条の規定により、本件に反対として取り扱います。投票用紙を配ってください。

（この間、投票用紙の配付）

○副議長（中岡）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中岡）配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(この間、投票箱の点検)

○副議長(中岡) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて、順次投票願います。

○議会事務局長(園山) 1番、岡田議員、2番、西田議員、3番、渡辺議員、4番、桑原議員、5番、多田議員、6番、斎木議員、7番、堀間議員、8番、西山議員、9番、宮坂議員、10番、崎本議員、11番、原田議員、12番、前田議員、13番、住吉議員、14番、山岡議員、16番、佐中議員、18番、国岡議員、19番、加藤議員。

○副議長(中岡) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中岡) 投票を終わります。これより、開票を行います。海田町議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に9番、宮坂君、10番、崎本君を指名します。立会人の立ち会いをお願いします。

(この間、開票事務)

○副議長(中岡) 投票の結果を報告します。投票総数17票、有効投票17票、無効ゼロ。有効投票のうち、賛成と記載した票5票、反対と記載した票12票、以上のとおり、反対が多数です。よって、議長不信任の動議は否決されました。議場の閉鎖を解除します。

(この間、議場の出入り口開鎖)

○副議長(中岡) 河野君の除斥を解きます。

(この間、河野議員着席)

○副議長(中岡) 議長と交替をいたします。ご協力ありがとうございました。

○議長(河野) この際、暫時休憩をいたします。再開は9時40分です。

~~~~~○~~~~~

午前9時28分 休憩

午前9時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 休憩前に引続き、本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は、本日1日と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第3、第29号議案、合併協議会の設置についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は、合併協議会の設置についての議案を提出させていただいておりますので、よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。それでは、ご提案申し上げます。

第29号議案、合併協議会の設置について。広島市との合併につきましては、昭和45に広島市長から申し入れを受けて以来、海田町にとって大きな問題として考えてまいりました。近年、地方分権の推進や国、地方の行財政改革という国全体の流れ、また本町が抱えるまちづくり事業や財政状況を考えますと、今まさにその時期が来たと痛感をいたしております。昨年設置いたしました任意協議会では、各種事務事業及び合併建設計画素案について、大筋で合意を得ることができました。1年でも早くまちづくりを行うためにも、また住民の皆さん方の福祉の向上を図るためにも、法定協議会を設置し、合併に向けて協議を整えるべきであると考えております。

このことから、広島市と海田町との合併に関する協議、建設計画の作成、その他広島市との合併に関する必要な事務を行うため、広島市海田町合併協議会を設置するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）それでは、規約について説明させていただきます。まず、第1条は、協議会の設置について定めております。これは、地方自治法第252条の2第1項の協議会の設置の規定を受け、市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づいて設置をされるものでございます。第2条は、協議会の名称について定めており、広島市・海田町合併協議会と称するとしております。第3条は、協議会の事務について定めております。協議会の事務として、合併に関する協議、市町村建設計画の作成及び前各号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項、これは協議会の事業計画、会議規定及び予算などの協議を指しております。以上、3つの事項を掲げております。

第4条は、事務所について定めており、会長に選任された者が属する市町の事務所に置くこととしております。第5条は、組織について定めており、協議会は会長及び委員で構成し、その定数は両市町の長が協議して定めることとしております。次に、第6条は、会長について定めております。会長の選任については、両市町の長が協議をし、第7条第1項、各号に規定する委員となるべき者から選任することとしております。また、会長は非常勤としております。第7条は、委員について定めております。協議会は委員

で構成し、委員は広島市及び海田町の長、助役及び収入役、広島市及び海田町の議会の議長及び副議長、広島市及び海田町の議会の議員のうち、広島市及び海田町の議長がそれぞれ指定した者、そして、広島市及び海田町の長が協議して定めた職員により構成するとしております。ただし、第6条第1項の規定によりまして、会長に選任された者は除くとしております。また、第2項で、他に両市町の長が協議して定めた学識経験者も委員とすることができることとしております。委員はそれぞれ非常勤とするとしております。

続きまして、第8条でございます。第8条は、会長の職務代理について定めております。続いて、第9条は、会議の招集及び運営について定めております。第1項及び第2項で、会議の招集及び委員への開催通知は会長が行うこととし、第3条で、会議開催の定足数を半数以上とし、第4項で、会長が議長を務める旨、定めております。第5項では、会議の議事、その他会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定めるとしております。第10条は、事務局について定めております。事務局に関し、必要な事項につきましては会長が定めるとしてしております。第11条は、職員について定めております。協議会の職員は、広島市及び海田町の職員のうちから、両市長、町長が協議して定めるとしてしております。第12条は、経費について定めております。

第13条は、財務に関する事項について定めております。予算の編成、現金の出納、その他財務に関し、必要な事項は会長が定めるとしてしております。第14条は、監査について定めております。協議会の出納の監査は、広島市及び海田町の監査委員各1人に委嘱して行うこととしております。また、監査委員は、監査の結果を会長に報告することにしてしております。第15条は、報酬及び費用弁償について定めております。支給額、支給方法等は会長が定めることとしております。第16条は、協議会解散の場合の措置について定めております。協議会が解散をした場合、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者が決算することとしております。最後に、第17条は、委任規定でございまして、この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めると規定してしております。以上、説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。佐中君。

○16番（佐中）まず、規約の中身についてお尋ねをいたします。第3条で、協議会は次に掲げる事務を行うという項目がございますが、これまで、任意協議会の場で合意に達

していない、我々がつかんでいるのは5点ありますが、1つは旧町会議員の取り扱い、2つ目には特別職の職員の取り扱い、3つ目には行政機関等の設置及び組織、4つ目には使用料、手数料、5つ目には水道事業や料金の取り扱いがまだ合意に達しておりません。合意に達していなかった、あるいは、今から交渉の中で合意に達しない場合に、これまでのように別途両首長が協議をするというような項目がありましたが、今回そういう項目はあるのかないのか。

あわせて、6月議会の中で、出張所の問題、これに該当するのは行政機関の設置及び組織の中にあるわけですが、また水道料金の急激なそういう措置の緩和の問題、あわせて、温水プールの建設というのが議会で決議をなされましたが、この協議の中に温水プールの建設は議題にのるのかどうか。それが不調に終わった場合はどういう扱いをされるのか、お尋ねをするわけでありませう。

それから、組織の問題。第5条で、委員の定数は広島市、あるいは海田町の長が協議をして決めると。なぜ定数を明らかにされないのか。これまで、議員6名、職員5名、有識者というのか、知識人という方で1名から2名という話を聞いておりますが、定数はなぜ定められないのか、お尋ねをいたします。

それから、第7条、その3項の中に、議長が任命権を持つ項目があります。この前、合併問題調査特別委員会の中で、その選出は、議長が選挙をもって人選をするという発言がありました。この文面からいくと、そうではなしに、議長の思惑で任命をすることができる。勝手に議長が人選をすることができるというようにあるわけですが、この前、合併問題調査特別委員会で議長が発言をされたように、選挙で、投票で決めるのかどうか、これをお尋ねをいたします。

また、第9条の中で、5項、会議の議事、その他会議の運営に関すると、必要な事項、これは会長が会議に諮って定めるというのがありますが、町長の方針どおりいけば、9月に両市と町が合併の決議をするという、もう性急過ぎるほど性急過ぎるんですが、何回ぐらいの見通しで法定協議会を開催するのか。また、7、8、9月はもう我々の議会の場合は、初旬に議会を開くということになっておりますけれども、2カ月ちょっとしかないわけです。この間、住民に説明をする責務を負われておられると思うんですが、何回ぐらい法定協議会を開いて、住民に徹底をされるのか、これをお尋ねをするわけですか。以上です。

○議長（河野） 広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）まず、1点目の、合意に現在も至っていない事項、また引続き調整を図る事項というのが、任意協議会の中でございました。これももちろん、今回協議をする事項というふうにとらえております。それで調整を図っていくということです。

それから、温水プールの件についてはということでございますけれども、これは新たに決議をいただいていることとございますけれども、これも現実には、町長の方から市長へ、こういう決議を議会の方でいただいておりますということは、決議文をもってお知らせをしておることとございますので、再度、これは、事務的にもいろいろまた協議をしなければいけないかもしれない事項とは考えております。

不調に終わったらどうなるのかということですが、全般的なバランスであるとか、そういう住民のいろんなものを加味しながら、やはり広島市と海田町のそれぞれの行政なり自治体なり住民の方々の利便性等も考えながら、最終的な協議を整えていきたいというふうには考えております。

ですから、海田町だけの思いだけでというわけにはなかないかない部分もございまして、それは、やはり広島市の住民の方々の思いであるとか考え方もその中に入れながら協議を進めていく必要があるというふうには考えております。

それから、定数につきましては、これは、前にも申しましたように、それぞれ広島市、海田町とそれぞれの議会なり組織なりで若干違いますので、それらを加味しながら、海田町と広島市の委員の数を、できれば同じような形にしたいということで、広島市も今日同文の起案を出され、設置についての議決日というふうに聞いております。その後、特別委員会等の立ち上げをされるということから、その正副委員長であるとかという数、人数の方もはっきりしてこようということですので、それに合わせた形でやりたいということで、定数がはっきりしていなかったということです。それは、設置議決後、それを協議して設置にしたいというふうには考えております。定数を決めていきたいというふうには考えております。

それから、第7条の議長の分につきましては、ちょっと執行部の方から答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

それから、給料関係の、今から何回ぐらい実施をし、どのようにしていくのかというスケジュール的な問題でございますけれども、一応今の目標地としては、9月中旬から下旬にかけて合併の議決の提案をしたいというふうには考えております。確かに、今から

立ち上げて、それからの回数という問題にはなかなか問題があると思いますけれども、今の懸案事項であるとか未調整事項であるということ、早いうちに協議を整えたいというふうに考えております。そして、早い時期にご提案をしていただいて、協議会に諮り、進めていきたいというふうに考えております。まだ、回数につきましては、何回になるかというのはまだ協議をしておるところでございますので、それぞれの日程であるとか協議の進行状況によって、やはり変わってくるというふうには思います。

それから、住民への説明ということでございますけれども、あらかじめ1回、2回を過ぎるごとに、今の懸案事項であったこととかということが、ある程度、協議が整う状況であれば、早いうちに、もちろん調印をする前ぐらいには、そういうような住民の方々への説明会をできればしたいというふうに、海田町の方では考えております。以上です。

○議長（河野）議長への質問がございましたが、議長がこの席で答弁させていただいてもいいですか。

先般、合併特別委員会で、私が言いましたように、選ぶのは選挙と、こういう発言をしております。その選んだ人を町長に報告するという方法でいくということは変わっておりません。ただ、議長、副議長というようなものは充て職ということになっておりますから、これはそのままいくという考え方で、今のところ、数名を、私の腹の中では考えております。以上です。佐中君。

○16番（佐中）協議会の事務の問題でお尋ねを、先、いたしました。広島市と交渉して、全体的なバランスの中で調整をするという答弁がありました。しかし、これまで、なかなか広島市がうんと言わなかった水道料金の据え置きの問題、あるいは出張所の問題、一部には見通しの出たような言い方を、町長、されたというように思いますけれども、しかし、温水プールはなかなか難しいという声も聞いております。

しかし、町民の要望からは、温水プールを建設をしてほしい。そのために、議会は議決したわけですが、広島市といろいろ協議の中で合意に達しなかった場合に、私が先ほどお尋ねしたのは、合意に達しなかった場合に合併協定項目以外、別に、町長と市長が後ほど協議をするというような項目がどこかに出てくるのではないかという疑問をしたわけですが、合意に達しなかった場合に、別途協議するという項目がどこかにあるのではないか、その問題をどうするのかというのを尋ねたわけですが、これはどうなのか。

それから、会議のことで、先ほど何回ぐらいの見通しなのかと。2カ月ちょっとぐらい、約3カ月、議会の議決まで期間があるわけですが、当初、町の計画では、法定協議

会に入った場合は住民に説明をする、こういうことを文書で流され、我々も記憶はあるんですが、今、課長の答弁では、早いうちに、できれば説明会を開きたい。後退をしておるんじゃないですか。なぜそういう方向になるのか。急ぎ過ぎじゃないんですか。この場で、住民に説明をすると、計画どおりするというのがなぜ言い切らないのか、お尋ねをいたします。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）まず、1点目の、協議の中で合意に達しない場合、町長と市長が後ほどに協議するという規定が必要ではないかということでございますけれども、これにつきましては、法定協議会の中で、合意に達するまで協議をしていくということでございまして、特に町長と市長独自で話し合いといいますか、結論を出していくという問題はないと思います。法定協議会ですべて決着をしていくということでございます。

それから、第2点目の、企画課長ができるだけ早くという言い方をしましたが、これは、ある程度、法定協の中で合意事項等ができた時点で、住民の方には説明をしていくということでございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）6月議会の中で、温水プールの建設を議会で決議をしたわけですが、この議会の決議と合併の法定協議会、これの整合性、これはどのようになるのか。もう広島市がはなからつukらないという、温水プールをつukらないから消極的になる、こういうことが私は予想されるんです。だから、その温水プールの重要視、どのように考えておるのか。交渉してみたけれどもだめであったと、あとは議会で判断をしてくれというように、こんな無責任なやり方、私はないというように思うんですが、その点はいかがですか、お尋ねをいたします。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）温水プールの件につきましては、今までいろいろと経緯がございまして、議員の皆様から、織田幹雄記念館に温水プールが設置できないのであれば、福祉センターの温水プールを一般の住民にも利用できるような形で整えていったらどうかというご意見を賜りまして、我々、その意見を踏まえて、福祉センターの温水プールが一般の住民にも使えるような規模にし、また運用で、一般の町民の人に開放するような形にしたわけでございます。

それで、先日いただきました決議書に基づきまして、我々、6月19日、町長、私で、

市長と市の助役に会いまして、お話をしたところでございます。その感触からいいますと、任意協議会で設置しないということで合意に達しておるといふ1点がございまして。それと、全市的なバランスというものがございまして。それから、将来の維持管理費、ランニングコストというような面から、非常に財政負担が大きいということで、非常に厳しいという受けとめを受けております。ただ、これにつきましては、いずれにしても7月4日、今日でございますが、市の方で特別委員会が設置されます。その中で、決議書について、議員さんの意見もお伺いしながら、最終的には回答をしてくるということですが、我々、市の市長さん、助役さんとお会いしたときには、非常に厳しいというように受けとめております。

○議長（河野）ほかに。崎本君。

○10番（崎本）この文書の中のことは、今、佐中さんが言われて、ほとんどわかりましたが、ちょっと最初の町長のあいさつの中で、しきりに時期が来た、時期が来たと言われてますが、時期が来たというのは、町長の自分勝手な考えじゃないんですか。住民無視をして、自分の任期中にやろうかと思うから、合併の時期が来た。こういう言葉は、今のあいさつの中で、ちょっとあまり議会を軽視しておると思いますが、その点。

それから、町長もそう言われるんじゃないから、町長のやり方が悪いから、今までこんだけ混乱しておりますよ。町長、2000年5月の選挙のときに、なぜ合併が必要だと、自分が言うて選挙されなかったんですか。住民が必要だと思うときには立ち上がって、そのときにはやると。それを2年もほったらかしにしておいて、2002年の12月の本会議で、いきなり合併すると。自分勝手にずっと今まで引っ張ってきたのが、今まで議会でも混乱しておる、それが原因ではないんですか。町長が計画性があるって、自分が4年間でどんだけ海田町のためにせないけん、こんだけのものが必要だと、計画性があるって、議員に説明されたら、いまだにこれだけ混乱せんのですよ。その答弁、ひとつ。

それから、議長、ちょっと失礼じゃと思いますが、議長は、この前の委員会のとき、説明で、委員を決めるときには議員の皆さんの意向を聞いて、選挙なり何なりの方法があるから、議員の皆さんの意見を聞くと言われましたが、今の意見で、私の人選は腹の中に決まっておる、こういう物の考え方、どういうことですか。ちょっと考えを改めてもらわなかったらいけんですよ。腹の中に自分の考えを持っておって、そういうことをこの本会議で言えますか。その2点。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）町長は、この合併の問題について、選挙では合併ということを行わずに選挙したのではないかと、こういうことがまず1点であろうかと思いますが、これについては、後援会などのしおり等には、もう合併の時期というようなことは言うてあるわけでございますけれども、いずれにしましても、議会でのご質問等があり、また町長として、やはりもうこの時期に、合併について態度を明確にするべきであると、こういうふうにご考えておるわけでございます。言われるように、町長一人でできるはずでもございませぬし、こうして、その自分の考え方を明確にして、そうしてご審議をいただくということが手順であろうかと思っております。

そのことにつきましては、これまでも何回かまたご質問もあったように、私自身は、やはり自分で町長としての態度をまず明確にして、自分の考えを皆さんにお示しして、そしていろんなご議論をいただくと、こういうことでございますので、自分だけで都合のいいように、あるいは自分の選挙を考えてということでございますが、それはそれとして、やはり私とすれば、広島市と海田町、1市1町で協議することが一番大切で、得策であると、こういうふうにご考えておるわけでございますので、ご理解いただきたいと、このように思っております。

○議長（河野）議長に対する質問について、当席から答弁させていただきます。先ほど、言いましたように、特別委員会で選挙ということは確かに言うております。これは、今と特別委員会と言葉が違うじゃないかという質問でございますが、腹の中にあるというのは、6名程度という考え方で、議長、副議長は充て職と、あとの4名はだれにするかということは、私はまだ決めておりませぬし、今日初めて設置ということについての討議をするわけですから、人選についてはまだ考えておりませぬ。そういう意味で、4名かどうかはわかりませぬけれども、腹の中にあるというのは、そういう構成の仕方が腹の中にあるということでございます。崎本君。

○10番（崎本）町長、言われますが、そういういかげんな答弁ばかりされますが、私が言うのは、町民の皆様が、私も十何年、議員、させてもらって、温水プールとか体育館とか、もう何回もこれ、議題に上がっていますよ、一般質問でも物すごく。自分が2006年に合併しようかと思ったら、なぜそういうことを先、先、決めて、広島市がこれのんでくれんと。たった二、三日前に決議文を出したんじゃないんですか、議員が、皆が。それも謙虚に受けとめて、こんだけはどうしてもやってもらわな困ると、海田町民のためにも、そういう町長の誠意が全然見えぬから、皆さんが言うんです。なぜそういうこ

とを、町長も20年から町長をやって、町民が何を望んでおるか、何をせねばいけないのか、町民のために、そういうことを、自分の頭の中で計画性を持って、合併をいつにしたらいいと、さかのぼって町長が計画されたら、議会もこんだけ混乱せんのですよ。2年前に、2002年12月の本会議で、わしはこうこうこうで、「わしが任期中に合併する。あと2年で合併する」と急に言われても、何もできておらんのに、それを議会の意見も何も無視で、どんどんどん先へ、頭をかしげて、町長、そうじゃないんですか。頭をかしげても何してもだめですよ。今まで、ずっとその誠意が、議員にも町民にも伝わっておらんのですよ。これが一番のネックではないんですか、助役さん。

それがきちっとやっておったら、こんだけ混乱せんのですよ。そのところ、明確な、僕の考えはそうじゃ、それじゃだめですよ。歴代、いろいろな町長が海田町のために今日まで苦勞されたことは水のあわですよ。そういうことをちゃっと町長は、わしが全責任を持ってこんだけせないけん、と、そういうことを思われたら、こんだけ、ほんま、議会が混乱せんのですよ。あと、どうなるかわかりませんが、その点に対して明確な答弁をお願いします。もうこれであれじゃが、明確な答弁をお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）温水プール等に対して、町長がもう少し計画性を持ち、熱意を持ってやっておくべきだと、こういうご意見でございますが、私自身は、やはり一生懸命やったつもりでございますけれども、それがこうして議員さんにご理解いただけないというような、やはり私の性格かもわかりませんが、私自身は、一生懸命町政をやらせていただき、そして頑張ってきたつもりでございます。

それと、これから、市に対しての対応でございますけれども、ご承知のように、我々も温水プールについては、当初、やはり温水プールということで、市との協議もしてきたわけでございますが、これがどうしても難しいというようなことから、じゃ、今の織田記念館という方向に一つは変わってきて、そして社会福祉協議会の方で、またここで議員さんにご議論いただいたように、プールをやはり一般の方にも開放できるようにしたらどうかということで、プールの延長であるとか水深の変更とか、こういうものを今やってきておるわけでございますけれども、もちろんこうして6月議会で議決をいただきました。このことにつきましては、もう助役と、広島市の助役、市長にも、協議会の議決をされた3件について、これをしっかりと検討してもらいたいと、こういう申し入れをしてきておるわけでございます。そのことについては、先ほど助役が言ったように、

まだ明確な答弁はもらっておりませんが、難しいかなというものはありますけれども、法定協の中でまた踏ん張っていかないかなと、こういうように思っております。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）私は、合併に決して反対するわけではありませんが、本議案に対する賛否を判断するために、次の事項について質問をいたします。若干細かいことに入りますが、これは過去の任意協の中で、広島市がだめだと言うたからだめだというふうなことで、どんどんどんどん通してしまっておられるから、そんなことがあってはいけないので、若干細かいことについてもここで確認をいたしますので、了承の上、答弁をください。

今、合併について、町民の大部分の方は、やっと目が覚められたというふうな状況であるというふうに私は考えております。したがって、いろいろな意見や要望がたくさん舞い込んできております。町長は、その状況を把握しておられますか。任意協が終わって、今から法定協を立ち上げようという間に、そういう問題が入ってきておるということを把握しておるかどうか、横を見ることはないですよ、助役に相談せんでも。自分が知っておられるかどうか、聞くんだから。

それから、町長は、今のような、早く町民の方に目を覚ましていただくような努力が足りなかったんじゃないかというふうに私は判断いたしておりますが、これはどうか。これは大きな質問の中の2つですが、2番目には、研究協議会で大筋で合意した事項で、見直すべき事項が多数出つつありますが、これをどのように処理されるのか。この間の特別委員会では大筋で合意しておるから3点だと。そのうちで1点は、プールは難しいなというような発言をされたと思いますが、大筋で合意しておるものの中に、重要な問題がたくさん出てきつつある。これをどのように考えておるか、どのように処理しようとしておるかということでもあります。

それから、大筋で合意した事項の中で、さっき申しましたように、若干細かい問題に入りますが、意見、要望の強いものを二、三挙げてみます。

まず、水道の施設につきまして、水道施設のは、私どもにいただいた報告書やら、町民の皆様は何回も配っておられるかと思うんですが、パンフレットの中に、その第1に、整備方針として、海田町が経営する水道事業は広島市に引き継ぐというふうな説明をされておるんです。この説明は極めて不十分である。こんなことを出しておるから、海田の町民は、今の事業を引き継ぐんだから、今のまま瀬野川の水を飲ませてもらえると期

待しておるんですよ。

ところが、今になってお気づきになって、今、瀬野川は上流がどんどん下水道が整備されております、畑賀川の沿線も、瀬野川も。これが完全につながったら、瀬野川の水は名水になるんですよ。この名水を捨ててしまって、太田川の水を飲めということを町長は言っておるんです。それを町民に説明していない。瀬野川の水はやめるんだと、太田川の水を飲むんだというふうなことは言っていない。議長、とめるんか。違うよ。これは必要なことを言うておるんだ。不十分なことがあるから、それをしっかり答弁を判断して私はこれを決める。そのためにお願いしておるんですから、とめることがあるか。それが1つ。その点についてどのように考えるのか。

次に、細かい問題だけど、やはり小学校の校舎の整備については、以前から要望があって、計画の中には三十数万ぐらい、東海田とか海田小学校を挙げておったと。ところが、今回の建設計画の中では十数万が上げられておって、その中に海田中学のプールも挙げられておるんじゃないかと。極めて額が下がっておる。これをどのように考えるのか。法定協の中で、見直していくのかどうかということでもあります。人の発言を妨害するな。これは必要なことだから聞いておるんだから。外野で要らんことを言うな。

それから、まだまだ細かい事項で、シルバー人材センター等でも広島市に統合するということを説明しておるだけだけでも、シルバー人材センターの会長さんあたりは、安芸区に統合したら、安芸区は仕事がないんだと。海田町の仕事をとられてしまうじゃないかというような心配もしておられる。こういう不安をどのように解消していくのか。

それから、先ほどから何回も出ておりますが、合併問題調査特別委員会の中で、あいつの中で、町長は、今もおっしゃったけど、プールの設置は極めて難しいと。助役もそんな話をしておられる。法定協に行く前からそういう考えでは、これは絶対通らないなというふうに思います。思っておっても口に出して言うべき問題じゃない。議会が議決したのを何と心得ておられるのか。これは、いかにしても議会の決議であるので、これを尊重して、いかなる方法を講じ、作戦を練ってでも全力を挙げてこれを通すという決意が欲しいと思う。町長の決意を聞かせてください。

そのほか、16年4月1日を合併期日としてやることについて、先ほどから問題が出ておりますように、7月中旬もしくは下旬から法定協に入って行って、10月には遅くとも臨時議会を開いてでも合併の可否を決めなければならんだろうと思う、議会で。3カ月あるかないんです。その中で、今のようなプールの問題を含む重要問題、それから水道

施設の問題、あるいは任意協で大筋合意しておっても、これから見直していかなければならん、考えていかなければならんもんがいっぱいある。これで期間が足りると思っておるのかどうか、町長。この際、私は町長に16年4月1日の合併期日を取り消すような明言をしていただきたいと思います。これについて、どのようにお考えか。終わります。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）この任意協の説明会などで、その後の状況を把握をしておるか、こういうことをございますけれども、当然、これは説明会等で説明をする中でいろんなご意見を聞きました。そして、各出先に意見箱も置いておりますし、それもいろんなご意見をいただいております。そういうようなことで、これから広島市と協議をする中で、そういうもので、我々がどうしても取り入れてもらわないけんものは、市にしっかりと交渉するわけですが、何分にもやはり相手のあることをございまして、絶対にやらないかと、やる努力をしろと、努力は当然でございますけれども、協議の中でしっかりと協議して、できるだけ海田町の意向を反映してもらうように頑張っていきたいと、こういうふう思うわけがございます。

それから、大筋合意したものの中で、後からいろんなことがやはりあるんじゃないかと。確かに、まだまだこれから協議をしていくものがございます。大筋合意したものはそれとして、やはりこれからの職員の問題であるとか、いろんなことがまだまだあるわけがございまして、これはこれからしっかりと進めてまいらねばいかんなど、こういうふうに思っております。

それと、温水プールにつきましても、先ほどからご答弁しておりますように、我々としては議会の議決をもらって、助役、市長に、町の議決をもらったこの議決に対して、誠意を持って対応してもらいたいということはしっかり申し上げておるわけがございしますが、これもまたこれからの協議の中で、結果がどうあれ、やはり我々とすれば努力していく必要があると、これはもうそのように思っております。

それと、合併期日を変更しろと、こういうことをございますけれども、これもやはりご承知のように、任意協で大筋合意もいたしておりますことから、もうこの変更をするつもりはございません。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）それでは、水道事業につきましてご答弁申し上げます。先ほどの質問で、将来的に、海田町の町民が太田川の水を飲まなければならない状況になるとい

うことを町民が知らないのではないかというご質問だったと思いますけれども、我々、住民説明会の中において、海田町の施設の将来計画であるとか、給水計画等は皆さんにお知らせしておりますので、将来、海田町、今飲んでおる瀬野川の水が太田川の水に移行するということにつきましては、町民の方はご存じであるというふうに我々は理解しております。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）人材シルバーセンターが安芸区へ行った場合、仕事がなくなるのではないかと、その解消の話でございますが、これにつきましては、お伺いしましたので、人材シルバーセンターの会長さんとよくお話をしながら、広島市に要求すべきものは要求していくという形にしていきたいと思います。

それから、法定協、3カ月程度でできるのかどうかということでございますが、今度の目標でございますが、我々としては終わるように努力をしてみたいと思っております。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）ご指摘のように、当初、任意協での合併建設計画素案作成で、教育委員会としましては、海小、東小あたりの校舎建設、建替え等を要望といいますか、出した中で、最終的に、任意協での合併建設計画素案といたしましては、ご承知のように、東小の屋体の建替え、それから海田中学校の北校舎、中校舎の建替え、並びに学校プールの建設というところで、任意協の合意を得られたわけでございます。実際に、今、海小、海田東小学校の方で、建替え等にかかわるPTAを中心とした動きがあるようでございますが、当然そういったことは尊重しながら考えていく必要はあるというふうには思っておりますけれども、法定協における、改めて、またそういった当初出しました30億ないし40億ぐらいの建替えを表に出していくということではなく、やはり任意協で合意の得られた合併建設計画素案、これを中心にした協議ということになってまいるといふふうに思っております。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）町長は、任意協の席で町民の皆さんの意見を聞いたとか、その後において現在の状況を把握しておられるのかということをお尋ねしたんですが、今日までに今のよう状況が出てきておるのを把握しておるかと言うんですが、どうも把握しておられんようですね。それで、これは説明会をしたりパンフレットを配ったりしたから、町民の皆さんはご存じだというふうな考え方がない。幾ら立派なパンフ

レットを配っても、これを読んでもらわなければ意味がない。読んでもらうようなものを配って、町民の皆さんが了解をされて、初めて伝えたという責任が果たされるんです。何ぼ説明しても、説明会を開いて、15人か20人、集められて説明しておられるけど、これでもって町民が理解されたというふうに判断されることは誤りである。本当、今になっていろんな問題が出て、町民の意見が出てきておるということは、理解されていなかったということなんです。そういう考え方がどうも甘い。過去において、町の広報紙について、読んでもらうものをつくれということを何遍も私は強調していますけれども、パンフレットをつくっても、町政要覧をつくっても、海田町のつくるものはどうも下手で、印象に残るようなものができていない。それを配って、これだけでもって町民が理解していただいたということ自体が大間違いであると。それについて、どう思うか。

これは、今、あれについても聞くぞ、水道施設についても同じ。説明会で言ったということは部長は言ったけども、説明会はわしは2カ所行っておるけども、瀬野川の水をやめて太田川の水を飲むんだという説明は一言もしていない。ほかのところでおるんかしらんがね。そんなうそを言うたらいかんぞ。だから、やった、やったと思っておったんじゃないかん。これに書いてあるとおりのだ。海田の水道事業は広島市に引き継ぐというたら、今のまま引き継ぐんだというような理解をしておられるんですよ。だましておるんだ、それは。ちゃんとわかりやすいパンフレットをつくるべきだ。それについてどうか。

それから、大筋で合意した事項については、もうやらのじゃないかというような考え方を今示されるんです。それじゃだめなんです。大筋で合意しておっても見直すべきものはちゃんと見直す、しっかり見直して、町民のために、これ、見直すんだからという考え方を明確に、もう1回答えてください。どうもぐずぐずぐずぐずおっしゃって、本当に見直すんかな、どうなんかなとって不安を感じるんですよ、私が。これは明確に答えていただきたい。

それから、水道施設については、説明して理解を得ておるというふうな答弁をされたけども、私は理解を得るのもいいが、今の瀬野川の水は本当に名水になるんですよ。国際学院大学の佐々木教授も前からおっしゃっておるんです。下水道が完備すれば本当に名水になる、もったいないと、瀬野川の水は。それを、広島市に合併して、建設計画では31億ぐらい、水道施設の整備のために矢野の方から管を引っ張ったり、ポンプをつけ

たり、あれは老朽管はどこがやってもやるようなのですが、31億も組んでおる。それに、若干プラスすれば今の曙はできるというふうに反対しておるんです。そこら、お願いします。

あとは、プールの問題とか、期日を変更できないという問題については、私のこの議案に賛成するかどうかの大きな判断の結論といたします。今、先ほど聞いたことについてご答弁をお願いします。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）大筋合意をしておいても見直しができるのかというお話でございます。法定協議会の中で、合意が得られれば変更は可能でございます。当然、出てこようかと思えます、そういう問題も。ただ、これについては、両市町の話によって、住民の理解を得て、結論を出すということになるかと思えますけれども、見直しは可能でございます。

それと、非常に住民の皆さんへの広報等が足らんのではないかとということでございます。我々も努力しておる部分がございますけれども、なかなか理解していただけないというのも実態としては、議員のおっしゃられるとおり、あろうかと思えます。我々としても広報、あるいはいろんな手段を使いまして、あるいは交付して、住民の皆様にも今後とも理解を得られるように努力はしてまいりたいというように思っております。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）それでは、水道事業につきましてご答弁申し上げます。これまで、特別委員会、あるいは本会議の中で、るる説明してきておりますように、合併建設計画を作成するに当たりましては、当然、海田町の今の水道事業は広島市の水道事業に移行するということですので、債券、債務、すべてが移行されます。当然、施設も移行されるということですので、合併建設計画の中では、平成16年からの10年間の計画をつくっております。その中で、水道事業については、安全性、経済性、継続性等々を考慮して、現在海田町で行っている水道事業の施設を広島市の施設と接続させた方が、より安全で経済的であるという結果が出たので、海田町の施設は、将来的に廃止、あるいは休止をしていくということで建設計画をつくっております。

そういう意味で、何度も言いますように、海田町がこのまま水道事業を進めていこうとすれば、蟹原浄水場、あるいは国信浄水場の施設については、これから先、40億円ぐらいの投資が必要であるわけですから、その投資をせずに、合併のときには、広島市の

施設につないでいくという結論に達して、現在に至っております。このことにつきましては、先ほども申しましたように、住民説明会の中で、年次まで挙げて説明をしておりますので、理解をいただいているというふうに我々は考えております。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）細かいことを聞くとわいわい言う人がおるけど、私はそういうものを今言っておかないと、このまま法定協議会、通ってしまったら、お粗末、広島市がだめじゃからだめじゃよというて、ぽんぽんぽんぽん進んでいくのは目に見えておる。だから、時間をいただいて、こんなことを言ったんだけど、1つだけ申し上げたいのは、今の水道の問題は、非常にいい水なんです。今、これ、環境保護ということは、人の命を大切にするためにこの問題が起きておる。そういう現在の環境保護とか人命尊重という流れに逆行する形ですよ、太田川の水を飲むことは。すばらしい水があるんだ。これを大事にしていくことを考えないかと。ただ、経済的に40億かかるとか、そういうことだけじゃないでしょう。3万人の命にかかわる問題だということをずっと昔から私が言い続けております。そんなことを真剣に考えて、見直しの努力をすべきだというふうに思います。よろしく。終わり。

○議長（河野）宮坂君。

○9番（宮坂）住民説明会の件で、6月議会で、議員の一般質問で住民説明会を行うと。先ほど、佐中議員の質疑の中で、合併調印の前に行うというふうにあります、これは当然、調印の前に行わないと意味がないんですけども、私、ちょっとまだわからないのは、何のために住民説明会を行うのかというのがわからないんですよ。これ、ほとんど調印の前に行うのであれば、もうこういうふうになりましたよという説明会になりますね。

そうすると、こういうふうになりましたよというんでしたら、詳しいパンフレット等流せばいいんですよ。説明会をやるということは、校区ごとに4校区やるというふうに言われていたんですけども、これはどうですか、国とか県への、いわゆる説明会をやりましたよというような一応報告事項をつくらなきゃいけないからやるような感じを受けるんです。説明会、何で町民の方と対峙してやるかという、それは、町民の方の意識を把握するために行うと思うんですけども、その町民の方の意識をどのようにとって、それをどのように反映するのか。例えば、前回の説明会では、おおむね良的であったというような答弁がありましたけども、今回、この説明会をやりまして、どうも今回は

良好的な雰囲気、ちょっと反対のような雰囲気が多くなったというような感じを持ち、執行部、町長、とられましたら、それはどのように今後合併への動きに反映されるのか、それをお願いします。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）説明会の件でございますが、いわゆる先ほども言いましたように、調印の前に説明会をさせていただきたい。それは、なぜかと申しますと、任意協議会を設置させていただいて、大筋合意した件、それを町民の方々に説明させていただきました。その中で、明らかになっていない問題については、今後、法定協議会でもって決めていくというふうな住民の方にお約束をしております。したがって、そこで決まった内容につきましても、住民の方にお知らせしていきたいと。

なぜ、それでは意見の反映がないじゃないかということですが、意見の反映につきましては、これまでも校区の説明会をやりましたし、それから任意協議会の結果も説明していただく中で、住民の方々の意見は聞いております。その中で、例えば、防災行政無線の関係が、数が少ないじゃないかというふうなことにつきましても再協議しておりますし、それから水道の問題、いろんなあらゆる問題についてご意見を賜り、その場で回答できるものについては回答してきました。再度、広島市と協議しなくてはならないものについては、再度協議をした経緯がございます。

したがって、任意協議会で大筋合意しておりますので、当然大きな変更というのはあり得ないと思っておりますけど、法定協議会で決まった内容については、改めて住民の方々に説明していきたいというふうな考えで進めていきたいと思っております。

○議長（河野）宮坂君。

○9番（宮坂）私の言いたいことが、多分、つかんでもらえていないというふうに感じたんですけども、だからはっきり言います。その説明会をして、住民の方と対峙して話しますよね、前回ではおおむね良好的だったという議会答弁をいただいているんですけども、その雰囲気をどのようにとって、どのように反映するかという方策が出されていないんです。結局、それを最終的には議会制民主主義、議会が決めることであるというふうに、今のやり方ではなると思うんですけども、それが前回一般質問で私が言ったように、3月の予算委員会で一度否決になったという事態、これも大きく受けとめてもらわなくてはいけないんで、また議案から外れるかもしれませんですけども、やはりこれはアンケートをもう1回やるべきだと思うんですよ。9月中旬から下旬に議会の議決を提案したい

ということは、9月の頭には、法定協は終わる目算でやられていると思うんです。そうしないと、中旬から下旬ぐらいにはこの議会に出せないんで。

法律も変わってきていると思うんです。国の方で、もう時間がないので、今100日ぐらいの国の申請から認可ですか、そういったのがもう1カ月ぐらいで済むようになるというような法律の改正の動きもありますので、議決が、もう10月、11月ぐらいになってもいいと思うので、それまでに1回やるべきではないかというふうに私は思うんですけども、それがなくなるときには12月議会、議会の方では住民投票の請願、これが一応賛成少数で否決されましたけども、今度は、議員の方から条例の提案がある動きがあるぞということも1つ加えて質問しておきますのでお願いします。

○議長（河野） 答弁いいですかね。町長。

○町長（加藤） 宮坂議員ご質問でございますけれども、確かにあの住民説明会等について、これが町民の意識を必ずしも反映していないんじゃないかと、こういうことでもあろうかと思いますが、改めて、やはりこうして動きがある中で、アンケートをとるべきではないかということがご質問の骨子であろうかと思いますが、これまでも答弁申し上げておりますように、今、アンケートをとるということについては考えておりませんので、ご答弁させていただきます。

○議長（河野） 斎木君。

○6番（斎木） 町長さん、今初めに課長が、あなたが直接答弁されることを私は言うんよ。中野町長じゃないかというて、過去、言うたんですが。文書に書いたら、佐中委員長が文書に書くな、言葉ならいいがと言われたんですが。そういうふうに、重大な発言をされておるんよ、第1回、初めに。

やっぱり法的協を、私は遅らせてくれということで質問したいと思います。それで、先般も質問がありましたように、住吉議員や宮坂議員から、任意協と同じじゃないのと再々言うておるんです。クリスマスの日で、わいわいわいわい言うて、それと同じように、2カ月余りしかないのに、海田町という町名は残るのに、歴史ある海田町がなくなるんですよ。町長さん、私、15年度の予算でいろいろ町長さんをお願いした。そうすると、設計だけ広島市に申し上げる、キャンプ場も広島市に申し上げる、やるやると言いなる。何もかにも中途半端で申し上げるから、私は合併論者ですが、再三17年3月に、国が認めておる時期にやりなさいと。

2つ目は、同じ町村会で、仲間で、あなたも19年やられておるんだ。音戸町の町長も

倉橋町もあのパンフレットを読まれたと思う。法定協を、呉市の小笠原市長に、同じ仲間がもう1年延ばすということは、もう1回いろいろな問題が任意協で出てきたから、「もう1年繰り越して17年まで、小笠原市長、延ばしてくれ」、「ああ、いい」というようなことなんです。なぜ、その問題を、たった初めから、たった一つのこと、皆さんが自分の都合じゃと言われるが、なぜ快くもう一遍、宮坂さんがはっきりわしには個人的に言いいよったんです、町民投票、住民投票をやっていくのが一番いい。それを、あなた、かたくなにそういう民主的なことを断っておる、答弁で。また、今日も同じことをおっしゃるんだね、町長さん。いいですか。

ちょっと横道にそれて、議長に質問するんですが、全議員がやっておる後ろの前田調査委員長の先日の調査委員会で、私の質問に対して、選挙で4名は決めるとおっしゃったのに、今日はちょっとぼけたようなことで、どうやこうやおっしゃるが、これははっきり、委員長が後ろにおるんですから、これはどういう議事録、メモがあるかもしれんが、民主的に選挙で決められるという、わしに対して答えられたんです。ちょっと横道にそれて申し訳ない。

それから、また町長さんにお尋ねしますが、もう一度町民投票とかもう一遍選挙に出られてやんなさいやというんだ。それが一番民主的ですよ。その結果、町民の方が、町長さん、そら、合併せいとおっしゃれば、それは仕方がないと思うんです。それから、わしは、町長さん、今日仮に法定協が決まったら、今助役さんはちょっと民主的な言葉を言うてはった。法定協は、まだタイムリミットは9月末で決着して、2カ月余りで決着して、11月にしろ、来年の5月にしろ延ばしてもいいというようなニュアンスを、助役さん、今言うておったよ。お2人はそうじゃない。たった2カ月余りで、任意協と同じじゃないですか。2月の市長選挙のために、市会議員の選挙のために、あれはわしも県会に落ちついておられやせん、選挙の前は。12月のクリスマスにわいわいわいわいやって、それと同じようなことをまた法定協で、先ほど申しました歴史的な海田町が、町名は残るがなくなるんですよ。

先ほども申しましたように、町長さんにいろいろ、町内の里道、農道をお願いした。これも設計だけ、申し送り、これも設計だけ、今申し送り。もう1年延ばして、町長さん、もちろん町長選挙があるかもわかりませんが、町長は立候補して信を問うていただきたいというのを再三私はお願いしておる。また、同じ答弁かわかりませんが、今日は変わった、最後ですから、私は法定協で設置が決まったら、潔く私は審議もあろうし、

広島市の、従わざるを得んということは、頑張りますよ。最後はまた町議会の、我々の議決が要るんです。しかし、法定協で決まったら、それがあっても、私は道義的に仕方がないなと思っておる。今日が本当のその決着の日じゃ、町長さん。

そういう意味におきまして、もう一度、同じ質問かも知れませんが、たった2カ月余りで、任意協と同じようにわいわいわいわい、それ行け、それ行けということは、私は改めていただきたい。それが、19年間の長い間、町長さんをやられてすばらしい功績が一遍に、私は、あなたの味方の方たちは、親戚の方たちは、それは、がむしゃらに移行されますが、大きな海田町政の汚点を残されると私は思っておる。どうか、私、言いますよ、法定協で決まったら、残念ながら、対外的な広島市の問題もあるし、私は仕方がないと思っております。そういうふうなことから、町長さん、もう一度、いろいろな理由はダブりますが、私は再考をお願いしたいと思います。以上、町長さんのご答弁と議長さんの、その席で、ご答弁をお願いします。以上でございます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）斎木議員さんの質問で答弁いたしますけれども、やはり同じ答弁になるかと思っておりますけれども、私は、この合併期日を1年延ばすという考えは持っておりません。やはりこれまで協議をしてまいりました16年4月1日をもって合併をすると、ここに持っていきたいと、まだこれから法定協がまた決まらんことでございますので、私だけが決めるわけにはいかんのですが、私はそういうふうに思っております。

また、音戸、倉橋のことも言われましたけれども、それぞれ自治体には事情がありますので、私がとやかくよその自治体のことを申し上げるつもりはないんですが、言われるように、我々も町長同士では話すことがございますけれども、やはり建設計画などは少し遅れておったということで、それが決まらんうちに協議に入ったら難しいであろうと、こういうようなことであつたようでございますけれども、それはそれで、音戸、倉橋の事情でございます。我々も時にはそういう話もいたしております。

それと、もう1年延ばしてというのは、先ほどお答え申し上げたように、やはり大筋合意いたしました16年4月、これをもって合併を進めていきたいと、このように思っておりますので、斎木議員さんには誠に恐縮でございますが、同じような答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（河野）議長より、この席で答弁させていただきます。先ほども言いましたように、議会からの協議会のメンバーを数名というのは聞いておったわけですが、今日の提案さ

れた議案の中にありますように、議長、副議長は充て職になっております。そうすると、仮に6名であれば、あと4名を選ぶ方法を選挙ということでございます。投票ということでございます。だから、その結果を踏まえて、私が町長にその結果を報告すると、そういうことでございますので、よろしく。斎木君。

- 6番（斎木）町長さん、関連質問ですが、住吉議員さんも今言われたように、私はここで住民投票とか町長選挙をやられたら、10対7は1年延ばせというようなムード、状況ということを私個人で把握しております。そこらをよく、町長さんはかたくなにおっしゃいますが、そういうような状況です。そこらをひとつ、町長さん、よく考えていただきたい。もう議会が、法定協で決まったんだから、議会もそうしようやという最後の決がありますけど、むちゃよ、とにかく2カ月の法定協でこうやってやるやるというのは。それが、あなたが本当に真剣に考えたお答えでは、私に対してないと、私は考えるようなことでございます。

それから、前田調査特別委員長の好意で、再々お願いしたら、この7月30日、31日で県外の視察をやろうという議会の委員長の計らいで、町長さん、合併と反対のところと賛成のところへ行くんです。まだ、議会はそのような状況で、先般までは、中国新聞に報道されましたように、議長さんをのけて9対9ということは間違いなかった。しかし、二、三日前から、だれが寝返ったけ、町長、助役がまた工作したのうということですが、それだけ間違いなかった、9対9ということは。新聞報道、間違いなし。

しかし、二、三日前から、だれが寝返ったとかかれが寝返ったとかいうて、あんたら工作したんかどうかわかりませんが、それだけ拮抗しておるんですよ。議長選挙で1票違うのはいいが、海田町がなくなる、その議員がそこまでいっておるということは、あんた、よく胸に手を当てて考えていただきたい。そういう状況ですよ。間違いなしよ、町長さん。それはあんたが19年間、いろいろなお世話をしたり何かやってやったんだろうと思う。そういうことから、町長が言うならやっぱりわしはもとに戻ろうかというようなことになった。

そういうふうなことで、たくさん例がありますが、昨日、今日が農業委員会視察で、私の要求で中津江村へ行って、昨日は中津江の坂本村長と懇談したんです。これも、いいですか、法定協を延ばすことの1つですが、17年の末でやるのに、もう任意協で一生懸命やって、私は1,800人のこの中津江村を合併したくないと、日田市と。こういうことをおっしゃって、やっぱり村をなくしたくないという。それも、法定協を延ばす上で、

今日、わしがゆうべ遅く1人が帰ってきましたが、大事な議会ですから、町長さん、切に、私は考え方を改めて、再度ご答弁をお願いいたします、延ばすということをやっぱり同じですか。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）やはり合併期日を延ばせと、こういうことについては、何遍もご答弁いたしておりますように、私は延ばす考えは持ちません。ただ、また、法定協がこれから立ち上がるかどうかということもあるわけでございますけれども、私自身は、先ほどもご答弁したとおりでございます。今、合併期日を延ばすつもりはございませんので、ひとつよろしく申し上げます。

○議長（河野）ほかにございせんか。岡田君。

○1番（岡田）第7条の2項で、広島市及び海田町の長が協議をして定めた場合、学識経験を有する者を委員とすることができるとありますけれども、先日の合併問題調査特別委員会で、この委員、学識経験者と言われる委員ですけれども、これは県の職員の方2名ぐらいというふうな答弁があったんですけれども、しかし、この海田町が広島市に吸収合併をされるときに、海田町のいわゆる学識経験者というんですか、そういう人たちが全く入らないと。今、いろんところで法定協議会をやっておられますけれども、皆さん、入っておられるんです。地域代表というんですが、それは議員がおるじゃないかというふうに言われたんですけれども、前回の2001年の議員の選挙のときには、合併問題に対して、多くの議員の方は態度を表明しておられないんです。

それで、この法定協議会は、出口はもう合併ですから、合併に進んでおるわけですから、それに対して住民の意見というんですか、住民のための合併ではないと思うんです。今、すべて行政主導で行われておると思うんですけれども、この住民の意見というんですか、そういうふうなもの、どこでくみ上げるか、任意協議会とメンバーをちょっと変えただけのが法定協議会だと思うんです。住民の方の意見、要望、そして、合併をするにしてもどういうふうな町にしてほしいというふうな意見とかいうふうな協議をする場が全くないと思うんですけれど、その辺のところはどういうふうにご考えておられるのか、お伺いします。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）住民の意見の吸い上げ等につきましては、先般開きました住民説明会等でもかなりのご意見をいただきました。その中で、やはり取り上げるべきで

あるというような意見につきましては、これはやはり整理をして、広島市と協議の土台の中に入れていくということで考えております。それは、主には、やはり水道事業につきましての合意に至ってはおりませんけれども、これだけの大きな声があるということは、やはり広島市にとっては考えなければいけないということになると思います。そういうようなことも吸い上げながら、現在協議を進めていきたいと思っております。

それから、住民代表というようなものを、どこも入っておるじゃないかというご意見でございますが、入っていないところもちろんございます。福山が新市、内海あたりと立ち上げました法定協議会は住民の代表は入っておりませんし、そういうところもございます。ですから、すべてということではございませんけれども、一応住民代表の議員の方々に入っていただくということで協議を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。まず、反対の討論を許します。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。第29号議案、合併協議会規約の議案に反対をいたします。今回の合併問題は、大きくは地方分権と国の財政破綻から来ておりますが、特に、地方分権は本当の地方分権ではなく、中央支配であり、国からの押しつけであります。地方分権による市町村合併の提起は、大きな問題を含んでおります。

その1つは、合併パターンは広島県が示し、広島市と吸収合併であり、自主的な合併とはとても判断できません。全体の流れから見ても、国や県の押しつけであり、町長の都合で合併を提起したものであり、町民や議会は無視されております。2つ目には、国、地方の債務残高が666兆円に達し、地方交付税の交付額や交付基準が維持されない懸念があるからとしているが、しかし、これまで莫大な借金をつくる政策を進め、財政危機だから市町村合併というのは本末転倒であります。

3つ目に、市町村合併に対する財政的支援の約9割は起債であり、その中心が建設事業であることは問題があります。4つ目に、市町村合併の効果として、社会福祉士、土木技師、保健婦などの専門職を採用、増強し、専任の組織や職員を置くことができるとしておりますが、しかし、実際の市町村合併では職員削減だけが推進され、専門職の増強には絵にかいたもちであることであります。

5つ目には、市町村合併が進めば、少子化を克服し、高齢者社会にふさわしい住民福祉をつくるというのには根拠に乏しいからであります。6つ目には、吸収合併された市町村では、役場がなくなったり、地域経済の活性化がなくなっております。海田町も役場がなくなります。21世紀の時代は、小規模自治体の存在意義が全面的に発揮される時代にすべきであります。

7番目には、合併を押しつけるだけの地方分権や、国の財政問題を理由に合併を進めるのは非常に疑問であります。8つ目には、合併問題でこのような論議は、まだまだ町民の中に浸透しておりません。町長は、口を開けば「今、合併の時期が来た」とか、「今、合併をすれば、1年後に合併をするよりも得である」とか、あるいは「近隣の町が合併をしないときに有利」と合併を誘導し、早く合併した方が得と判断をされておりますが、1年延ばしてもそんなに町長が言うように変わらないと判断をいたします。

町長は、広島県内の他の町村よりも、合併建設計画はずば抜けて多くの金額を定めたと言っておりますが、昨年10月の合併建設計画の総額は、当初1,072億円、ところが12月には236億円削って836億円、このうちJR高架事業と区画整理事業で52%の432億円を示しております。今の経済状況で、合併して今よりも町民には多大の負担増を押しつけ、大型公共事業を進めることが町民の理解は得られないと考えます。

中でも私は不満に思うのは、JR高架事業のみで、広島市で市と合併をした場合は345億円、単独海田町の場合はたった49億円で済むし、役場庁舎も県が建設をしてくれる。海田町でできないことはない。しかもその差、296億円あります。合併建設計画の総額836円から296億円引くと、実質今回の合併建設計画の総額は540億円になる計算になります。540億円は、海田町のこれまでの10年間の投資的経費や合併した場合の町民の負担増、また合併した増税などを合わせると10年間とんとんで、合併しても何のメリットもありません。

また、町長は、自分の責任がとれる任期中に合併をするとしておりますが、本当に責任をとるお考えでしたら、今町長を辞職をして、再度町長選挙で町民の判断を仰ぐべきであります。それができないのなら、責任がとれない自分の任期中に、自分の都合で合併するやり方は無責任と言わざるを得ないわけであります。現在、合併の全容がほぼ明らかになり、メリット、デメリットがそろいました。これから、全町民アンケートや住民投票で、町民参加で合併問題を解決すべきであります。なのに、今回の法定協議会設置は、町民を全く無視、議員も理解できないほどのスピードで進めてきたところに問題

があります。合併問題は、町民一人一人の将来にかかわる問題であります。急いで合併に走らない冷静な判断が今求められております。来年5月、町長選挙で、町民の信を問うために、法定協議会を1年延期するため、今回提案をされている法定協議会規約に反対をし、討論を終わります。

○議長（河野）続いて、賛成討論を許します。前田君。

○12番（前田）12番、前田です。29号議案に対して賛成の立場から討論を行います。過去17回に及ぶ特別委員会の中で、任意協議会に提出の議案はすべて委員会で審議しております。また、さきの6月定例議会においても、3項目にわたる決議をしております。その内容をご存じと思いますが、出張所等の問題、温水プールの設置の問題、そして水道料金、施設の問題等ではありますが、これらを審議する場所としてでも、ぜひ法定協議会は必要であると考えております。また、本案は、法定協議会の運営規約を定めておるものであり、特に問題はないと考え、賛成の立場からの討論を終わります。以上です。

○議長（河野）ほかに討論がございますか。住吉君。

○13番（住吉）13番、住吉議員でございます。第29号議案の合併協議会の設置について反対し討論をいたします。私は、先ほど質疑の中でも申しましたように、合併に反対するものではありません。ただし、平成16年4月1日を合併期日と前提する合併協議会の設置には反対をいたします。町長は明言されておりますので、これを許すわけにはいかない。なぜならば、任意協議会で積み残した事項及び大筋で合意した事項にも、見直し協議をしなければならない事項がたくさん出てまいっております。その内容、数から判断いたしまして、平成16年4月1日では、残された協議期間は2カ月半か、あるいは3カ月しかありません。したがって、町民のために十分な協議ができない。要するに、時間が足りません。これが第1点です。

2点目は、町長以下執行部、また議員の中にも先般の6月議会で、我々議会が議決した3項目のうちで、最も重要な温水プールを設置することにおいて、無理だろうというふうな発言をされる方がおります。そういうムードが、町長以下執行部にも漂っておるというふうに私は判断いたしております。議会の決議を何と心得ておるのかというふうに申し上げたいと思います。

今度の法定協議会は、任意協と違って、町民のために命をかけてやらなければならない問題だというふうに私は判断いたしております。表面では、冷静、穏やかに装っても、心の中では町民のために闘うんだという決意が必要であります。それに闘う前から既

に戦意を喪失し、負けていると。そういう者は合併協議会に出る資格がありません。事前に辞退していただきたいと私は思っております。名前を挙げればいいが、ちょっと控えておきますが。戦勝の要訣は、必勝の信念を堅持して果敢に攻撃するにあると。これは孫子の兵法書の中にもあると思います。絶対に勝つんだという信念を、町長以下、また出ていく法定協議会には持って臨んでほしい。そして、攻めに攻めて攻めまくる、このことが大切であります。頭から、やる前から難しいんだというふうな町長とか助役の意見がありますが、そんなことでは絶対に町民のためにいい条件を勝ち取ってくることはできないと断言をしておきます。

そのために時間を取りなさいということも言っておるんです。そして、しっかりした心構えを持って臨みなさいということです。そういうことから、熱意、情熱、心構え等の精神要素ができていない。ゼロである。要するに、法定協議会を立ち上げて、それに臨む態勢ができていない、精神的な。だから、私は反対いたします。

1つは、時間が絶対に足りない。そして、その態勢ができていない。精神状態がなっていない、町長以下、ということを強調して、私の反対討論といたします。この状況では、平成16年4月1日に合併をする法定協議会は、設置することを認められないということであります。よって、第29号議案、合併協議会の設置については反対をいたします。議員の皆さんもよく判断して、これで本当に間に合うのか、こんな状況で、いい条件を取得してこられるのかということをよく判断して、ご賛同をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（河野）ほかに討論がございますか。斎木君。

○6番（斎木）私は合併賛成論者ですが、1年後でということで反対をいたします。先ほど質問でご答弁をいただいておりますので、重複しないことだけを申し述べたいと思います。

たくさん私が主張しておることが残されておるのを、1年間、先日助役とも話をしたんですが、「30億あるじゃないか」と、不動産を売ったり、土地開発公社のお金とか、「もう30億ないんですよ、使うとるけん」と言われるが、「それじゃ、20億あるじゃないか」と言うて、合併したらとてもできんのだからということの大きな問題を私は述べて、延期してもらいたい、法定協ということですが、まず第1は、皆さん、ご存じのように、大きな海田湾を控えて、どこの町村にも皆港がある。なぜそれを、町長、県や何かと交渉して、カキ殻で全部占領されておった。最近、社長さんが亡くなられて、どん

どんどん県もあれをきれいにしよる。海田港をつくって、船ができるような、町長さん、1年延ばせばできるんじゃないかと、こういうことを平素唱えております。

2つ目は、もう合併したらできませんよと、東地区は、皆さん、物すごく運動公園とかキャンプ場で道路も拡がっておるんです。町長の方針で、西の奥まで路線を変えて、川のへりで8メートル上がる計画が出て、それを見ております。その上の、下岡さんの上の、すばらしい熊野に抜ける道ができて、小川がせせらいでいる。その両方を、合併した後、町もすばらしいのを何十億かけてやるじゃないかと、それを設計等手を掲げて、農業公園は薬草、ハーブ園とか、あるいは家庭菜園とか、あるいはトイレ、駐車場がそばにできるんですから、小さい果物公園をやって、あそこの西の開発をやっていただきたい。これは市にも個人的に言うております。「これは、町長さんがやっぱり言うてもらわな」と言うて逃げよりますが、これも1年延ばせば、何とか設計とそれができるんじゃないかということが2つ目です。

非常に、私が絵をかいて、東海田新駅でございますが、議員の全員一致の決断で、皆さん方の決断で、町長さんもようやく腰を上げられて、400万の町債を組んでいただいた。これは、わしは先般の議会で、ありがとう、町長、いいことはいい、ありがとうはありがとう。それも、調査してみると、広島市へ合併したらやる方針ですが、おくれるんです、遅々と。これも1年延ばせば、何とか絵がかけて、設定もできるんじゃないか。助役さんもJRへ行かれまして、お願いしておられますが、私は前からお願いしておるんですが、それが3つ目でございます。

そういうふうに、海田町には、教育長、教育委員会、しっかりしてくれんないけんが、町長さん、観光協会もないんです。しかし、串山城の跡もある、西に古墳がある、町長さん、「ふるさと館を建ててくれてありがとうのう」と言いました、議会で。やはりそういう名所旧跡を掘り出せば、古墳もたくさんあるんだから、それを1年間で充実してもらいたいと、こういうことを再三町長さんをお願いしておるわけでございますが、教育委員会やら、そういうふうに、海田町のよさが、広島市に合併しますと一番端ですから、町長、なかなかやってくれやせんよと。それを1年延ばせば、わしは「30億や」、助役が「20億しかありませんよ」、「そんなことはわしはわからんよ」と言うて、この間も物別れでございますが、そういう意味で法定協の設置を延ばしてもらいたいということで、法定協設置の反対の討論をさせていただきますして、私の最後のお願いをこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（河野）ほかに討論、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第29号議案について採決を行います。この採決については、国岡君ほか1名から無記名投票にされたいとの要求が出ておりますので、無記名投票で採決を行います。

ただいまの出席議員数は17でございます。投票用紙を配ります。念のため、申し上げます。第29号議案について、原案に賛成の方は賛成、原案に反対の方は反対と記載をしてください。また、白票があった場合は、会議規則第79条の規定により、原案に反対として取り扱います。用紙の配付をお願いします。

（この間、投票用紙の配付）

○議長（河野）投票用紙の漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）投票を行います。議場を閉鎖します。

（この間、議場の出入り口の閉鎖）

○議長（河野）投票箱を確認してください。

（この間、投票箱の点検）

○議長（河野）ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。

○議会事務局長（園山）1番、岡田議員、2番、西田議員、3番、渡辺議員、4番、桑原議員、5番、多田議員、6番、斎木議員、7番、堀間議員、8番、西山議員、9番、宮坂議員、10番、崎本議員、11番、原田議員、12番、前田議員、13番、住吉議員、16番、佐中議員、17番、中岡議員、18番、国岡議員、19番、加藤議員。

○議長（河野）投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）投票を終わります。これより、開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に11番、原田君、12番、前田君を指名いたします。立ち会いをお願いいたします。

（この間、開票事務）

○議長（河野）投票の結果を報告いたします。投票総数17票、有効投票17票、無効投票ゼロです。有効投票のうち、賛成9、反対8でございます。よって、第29号議案は可決さ

れました。

(発言する者あり)

○議長(河野) 後ろから見たらわからなかったけど、鉛筆を持ったことについての説明をしてください。

(発言する者あり)

○議長(河野) 崎本君。

○10番(崎本) 執行部のところにおる人と、委員長、副委員長ですよ、そこに、立会人に鉛筆を持たすということはどういうことですか。白紙があったら、賛成、反対、どちらでも書けというのと同じことじゃないんですか。その考えはどう思いますか。その説明をお願いします。この場で立会人に鉛筆なんか持たすのはどういうことですか。しかも立会人は委員長ですよ。常識でも考えられないでしょうが。

○議長(河野) この件について、不正はないと考えております。崎本君。

○10番(崎本) 不正がある、ないは議長が決めることじゃないでしょうが。議長はさっき言われたでしょうが。「後ろで見えんかった」と言うて。見えんかったもんが、何が不正がなかったかどうか、意見が言われますか。立ち会い、これやった本人が言わないけんでしょうが、説明を。

○議長(河野) 立会人。前田君。

○12番(前田) 特に、それによって書き入れ等何も不正はしておりませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長(河野) 崎本君。

○10番(崎本) 理解できんかったらどうするんや。ほんじゃ、議長、責任はどうするんか。執行部の責任はどうとるんか。

○議長(河野) ただいまの投票について、不正はないと認めております。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。派遣内容はお手元に配付しておるとおりでございます。本件については、海田町議会会議規則第111条第1項の規定により、議会の議決で決定するものです。お諮りいたします。

議員派遣については、原案のとおり派遣することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は原案のとおり派遣すること

に決します。

以上で、本臨時会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。これにて、平成15年第5回海田町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞さんでございました。

午前11時42分 閉会